

第4回議会改革特別委員会

日時：令和7年9月3日（水）

予算決算常任委員会終了後

場所：委員会室2

【議事日程】

第1 北本市議会議員相互間の自由討議（議員間討議）に係る論点整理について

第2 その他

【次回日程】令和7年9月18日（木） 市政に対する一般質問終了後

(草案)

北本市議会議員相互間の自由討議（議員間討議）に係る論点整理

1 ガイドライン制定の目的

議会基本条例第23条に規定する議員（委員）相互間の自由討議について、その手法を明確化する

（議員相互の討議）

第23条 議会は、言論の府であることを認識し、議員相互間の自由かつたつな討議を中心とした会議の運営に努めるものとする。

2 議会は、議案の審議及び審査においては、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、市民に対する説明責任を果たすものとする。

3 議会は、市政に関する政策等及び課題等に対して議員相互間の共通認識及び合意形成を図り、意見集約がなされた内容について、条例の提案、議案の修正、決議等に向けた政策立案を行い、又は市長等に対し政策提言を行うものとする。

4 議員は、議会の機能を発揮するため、積極的に議員相互間の自由討議に努め、議論を尽くすものとする。

2 議員間討議の意義

議員間の自由討議は、合意形成のためのプロセスである。議員は選挙で選ばれるため、その意見・主張は多様で、当然意見や利害の対立も生じることから、自由討議の中で論点整理や争点を明確にし、より良い方策について話し合いを重ねながら、次のステップである自らの賛否の表明を行う討論を経て、議会として決断（議決）するためのものとする。

3 実施方法

（1）実施する会議

- | | |
|-------|-------------|
| ア 本会議 | 定例会、臨時会 |
| イ 委員会 | 常任委員会、特別委員会 |

→本会議と委員会の両方で実施か、委員会のみで実施か

(2) 討議事項は、議案、請願等の内で、次に該当した案件を、会議に諮って行うものとする

ア 論点（争点）を明らかにできるもの

イ 問題が顕在化しているもの

ウ 料金や使用料の値上げなど、市民生活に影響が大きいもの

(3) 議員間討議の実施については、原則として当該会議の前回会議までに申し出し、議会運営委員会で事前に協議を行ったうえで、会議に諮り決定する。

ただし、実施者（参加者）が、会議当日に発案したうえで、議長等に申し出て、議会運営委員会を経て、会議に諮り決定することもできる。

なお、申出者は申し出の際に、論点・争点を明確にすること。

→申し出は、単独で良いか、賛同者が必要か？書面か、口頭か？

(4) 議員間討議は質疑終結後、討論・採決の前に行う

→終結することなく実施できるようにし、再質疑ができるようにするか？

(5) 議員間討議は、会議中に原則公開して行うものとする。ただし、秘密会においてはこの限りではない。

(6) 議員間討議は、発言時間や回数に制限を加えないことを原則とする。ただし、議会運営委員会の事前協議において、必要であると認めたときは、会議に諮ったうえで時間や回数等に制限を加えることができる。

→時間制限はなくて良いか？

4 自由討議を行う場合の留意点

(1) 論理的思考と展開を旨とすること

(2) 経験や事実、根拠、基準を伴う仮説・結論とすること

(3) 討議の開始時に、議長等は討議の開始時に目的を参加者全員で確認すること（申出者に、冒頭案件の論点説明を行わせることができる）

(4) 議論で出された意見やアイデアは、次のステップである討論において生かせるようにすること（議決を必要としない事案の場合は、討議までで終了することとなる）

- (5) 討論は、結論に至る個々の議員の説明責任を果たすためにも、自由討議参加者全員が行うことが望ましく、その総体としての議会としての説明責任を果たすことにもつながる
- (6) 特定の個人・政党等を非難・侮辱・宣伝する発言をしないこと
- (7) 感情的な発言をせず、自らの意見・考えを積極的に述べるとともに、他の意見についても傾聴すること

5 規定方法

- (1) 実施要綱や実施要項、申合せを改めて作成するか？

【要綱】大きな方針や基本的な事項を定めるもので、制度の全体像や目的を示す
例：〇〇事業実施要綱、〇〇補助金交付要綱

【要項】具体的な事務手続きや詳細なルールを定めたもので、比較的細かい内容を扱う

例：〇〇事務処理要項、〇〇申請手続き要項

【申合せ】話しあって、何かを決定したり、当該決定事項を指すもので、「取り決め」「約束」「合意」などと同じ意味を持つ